

第3回大分県道路メンテナンス会議

日 時：平成27年 1月15日13時30分～

場 所：大分河川国道事務所 別館会議室

議 事 次 第（案）

司会 大分河川国道事務所 副所長

1. 開 会

2. 挨拶（大分県道路メンテナンス会議会長）

3. 九州地方整備局からの話題提供

- ・道路メンテナンスに関する動向（道路部 堀地域道路課長）

資料－1

4. 点検5カ年計画の策定及び公表について

資料－2

5. 規約改正（大分県跨道橋連絡協議会（仮称）の設置）

資料－3

6. 意見交換

7. 閉会

第3回大分県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	本人 出席	代理出席者	
					役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所	稲田 亮	○		
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所	菅 伊佐男	○		
副会長	大分県土木建築部	道路保全課	亀井 敏和	○		
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	遠藤 雄二	○		
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	横山 陽一	×		
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	佐々木英明	×	地域道路課長	堀 康雄
委 員	大分市	土木建築部長	首藤 龍雄	×	土木建築部次長	新井修司
委 員	別府市	建設部長	岩田 弘	×	都市整備課長	生野 浩祥
委 員	中津市	建設部長	中崎 治市	○		
委 員	日田市	土木建築部長	財津 隆之	×	土木課長	高倉 実
委 員	佐伯市	建設部長	山田 卓司	○		
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長	吉野 和宏	○		
委 員	津久見市	都市建設課長	古谷 修一	○		
委 員	竹田市	建設課長	阿南 智博	○		
委 員	豊後高田市	建設課長	筒井 正之	×	参事	清水 英文
委 員	杵築市	建設課長	宮崎 弥栄	○		
委 員	宇佐市	建設水道部長	川野 慎三	×	土木課長	山崎 哲義
委 員	豊後大野市	建設課長	衛藤 一郎	○		
委 員	由布市	産業建設部長	生野 重雄	×	建設課長	平松 康典
委 員	国東市	建設課長	阿部 泰世	○		
委 員	姫 島 村	建設課長	中城 正光	○		
委 員	日 出 町	都市建設課長	村岡 政廣	×	課長補佐	宇都宮 正徳
委 員	九 重 町	建設課長	小野 亮一	○		
委 員	玖 珠 町	建設水道課長	平井 正之	○		

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	建設技術センター 技術部長	前岡 宏	○		
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	山内 崇	○		
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課					
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課					
	大分県 土木建築部 道路保全課					
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所					

第3回大分県道路メンテナンス会議座席表

出入り口

出入り口

出入り口

スクリーニ

事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----

九州地方整備局道路部
道路保全企画官
西日本高速道路(株)九州支社
大分高速道路事務所
大分県土木建築部
道路保全課長
大分河川国道事務所
佐伯河川国道事務所
九州地方整備局道路部
地域道路調整官

大分市
土木建築部長
別府市
建設部長
中津市
建設部長
日田市
土木建築部長
佐伯市
建設部長
臼杵市
ふるさと建設部長
津久見市
都市建設課長
竹田市
建設課長

司会 大分河川国道事務所
副所長
大分県
建設技術センター 技術部長
JR九州 大分支社
鉄道事業部 工務課長
玖珠町
都市建設課長
九重町
建設課長
日出町
都市建設課長
姫島村
建設課長

豊後高田市
建設課長
杵築市
建設課長
宇佐市
建設水道部長
豊後大野市
建設課長
由布市
産業建設部長
国東市
建設課長

報道	報道
----	----

随行者席	随行者席	随行者席	随行者席

第3回 道路メンテナンス会議

国交省九州整備局 提供資料

点検計画公表(5ヶ年分)

- ・各県の道路メンテナンス会議において、管理者毎の点検計画(5ヶ年分)を作成及び公表
- ・県全体で見た場合の平準化が図られるよう、必要に応じて調整
- ・点検計画の提出に向けた最終調整を行う

道路橋の他に、道路トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等についても、同様の様式にて公表する。

〇〇県【道路橋】点検計画 公表イメージ

(平成26年12月31日時点)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
西日本高速道路(株)						
〇〇県道路公社						
国土交通省						
〇〇県						
〇〇市						
□□市						
△△町						
◇◇村						

5ヶ年の点検計画の策定について

〇〇県 5ヶ年点検計画 総括表公表イメージ

(平成26年12月31日時点)

施設名		点検年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	合計
道路橋	点検数						
	割合(%)						
道路トンネル	点検数						
	割合(%)						
横断歩道橋	点検数						
	割合(%)						
シェッド	点検数						
	割合(%)						
大型カルバート	点検数						
	割合(%)						
門型標識等	点検数						
	割合(%)						

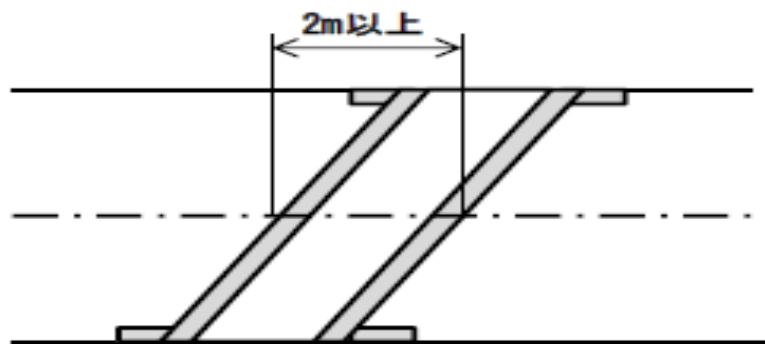
※割合(%)は、整数(少数第1位四捨五入)とする

■橋長2m以上かつ土被り1m未満の溝橋(カルバート)を橋梁として取り扱う。

※橋梁として取り扱う溝橋(カルバート)は、道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる構造物とし、**剛性ボックスカルバート(矩形(ボックス型))**が対象

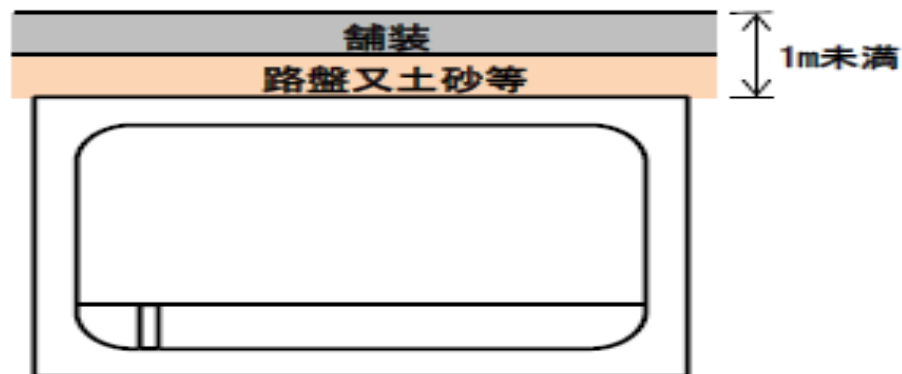
■橋長 2 m 以上の考え方

・橋梁として取り扱う溝橋（カルバート）の橋長は、外寸 2 m 以上とし、カルバート上部道路の道路軸方向（斜角考慮）の長さを計測した値とする。



■土被り 1 m 未満の考え方

・溝橋（カルバート）の天端から、歩車道等の上面の厚さが 1 m 未満のもの。
※土被り厚が測定的位置で異なる場合（車道部・歩道部等）は、最小値となる位置で判断するものとする。



跨道橋連絡会議(仮称)の設置について

- ・緊急輸送道路(高速道路、直轄国道、公社管理道路及び地方公共団体管理道路)を跨ぐ、道路法以外の施設(農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等)の点検・診断、補修等の状況把握のため、「**跨道橋連絡会議(仮称)**」(議長:国道事務所長)を道路メンテナンス会議の下部組織として設置。
- ・初回の会議を平成26年度内に開催予定。(参加者は[上の管理者]、[下の管理者]を想定)
- ・鉄道橋については、**鉄道の「地方連絡会議」**において対応。(包括協議等)

高速道路・直轄国道を跨ぐ道路法以外の施設

精査中

県名	高速道路(H26.4.1現在)		直轄国道(H26.10.1現在)		計
	鉄道橋	鉄道橋以外	鉄道橋	鉄道橋以外	
福岡県	1	17	18	23	59
佐賀県	0	13	7	2	22
長崎県	0	22	1	4	27
熊本県	1	11	9	2	23
大分県	0	48	15	26	89
宮崎県	2	51	7	2	62
鹿児島県	0	57	5	18	80
九州 計	4	219	62	77	362

※公社管理道路、地方公共団体管理道路については、現在調査中

跨道橋連絡会議（仮称）の設置について

道路技術小委員会資料より

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

資料5-7

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
	高速会社	道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】				跨道橋 連絡会議 （仮称） 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	地方連絡会議
	直轄						
	公社						
	都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路						
道路 法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	地方連絡会議（整備局毎に設置済） <事務局> 整備局・運輸局				_____	_____



- ・JR九州本社に対して、整備局より九州管内の跨線橋点検計画一覧表を提示。
- ・各県鉄道事業部等に対しては、各県道路メンテナンス会議より提示予定。
- ・橋梁毎の個別協定は、各道路管理者と鉄道管理者において実施することを想定。

◆九州管内における JR九州関連の跨線橋点検計画について (※H26.12時点 精査中)

	H26	H27	H28	H29	H30	合計
福岡県	52	80	58	46	54	290
佐賀県	6	19	41	11	7	84
長崎県	12	38	19	4	5	78
熊本県	37	23	24	2	19	105
大分県	30	52	27	25	24	158
宮崎県	22	33	18	12	17	102
鹿児島県	37	19	13	15	18	102
合 計	196	264	200	115	144	919

※直轄は、第三者被害予防措置点検含む。

点検計画表の個別表(例)

道路橋名	(フリガナ)	路線名	架設 年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者名	管理事務 所名	都道府県 名	市区町村名	会社名 (JR等)	支社名	保線区名	路線区別	路線名	上り駅	下り駅	鉄道管理者 への 委託希望	仮設 内容等	H26	H27	H28	H29	H30
〇〇大橋	マルマルオオハシ	主要地方道 〇〇線	1970	104.0	8.0	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	点検含め全て			○			
〇〇橋(ローゼ)	マルマルバン	一般都道府 県道 〇〇線	1959	150.3	10.6	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	点検含め全て			○			
〇〇橋	マルマルバン	一般都道府 県道 〇〇線	1981	228.0	11.5	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	軌陸車				○	
〇〇跨線橋	マルマルコセンキョウ	主要地方道 〇〇線	1982	17.6	10.5	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	高所作業車				○	
〇〇跨線橋	マルマルコセンキョウ	一般都道府 県道 〇〇線	1979	18.4	7.5	〇〇市		〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	軌陸車			○		
〇〇橋	マルマルバン	一般国道(指 定区間外) 一般国道 〇〇号	1935	45.1	8.4	〇〇町		〇〇県	〇〇市	九州旅客 鉄道	本社	〇〇鉄道事業 部	新幹線以 外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	吊足場					○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

H26年度 道路橋の点検実施状況

道路技術小委員会資料より

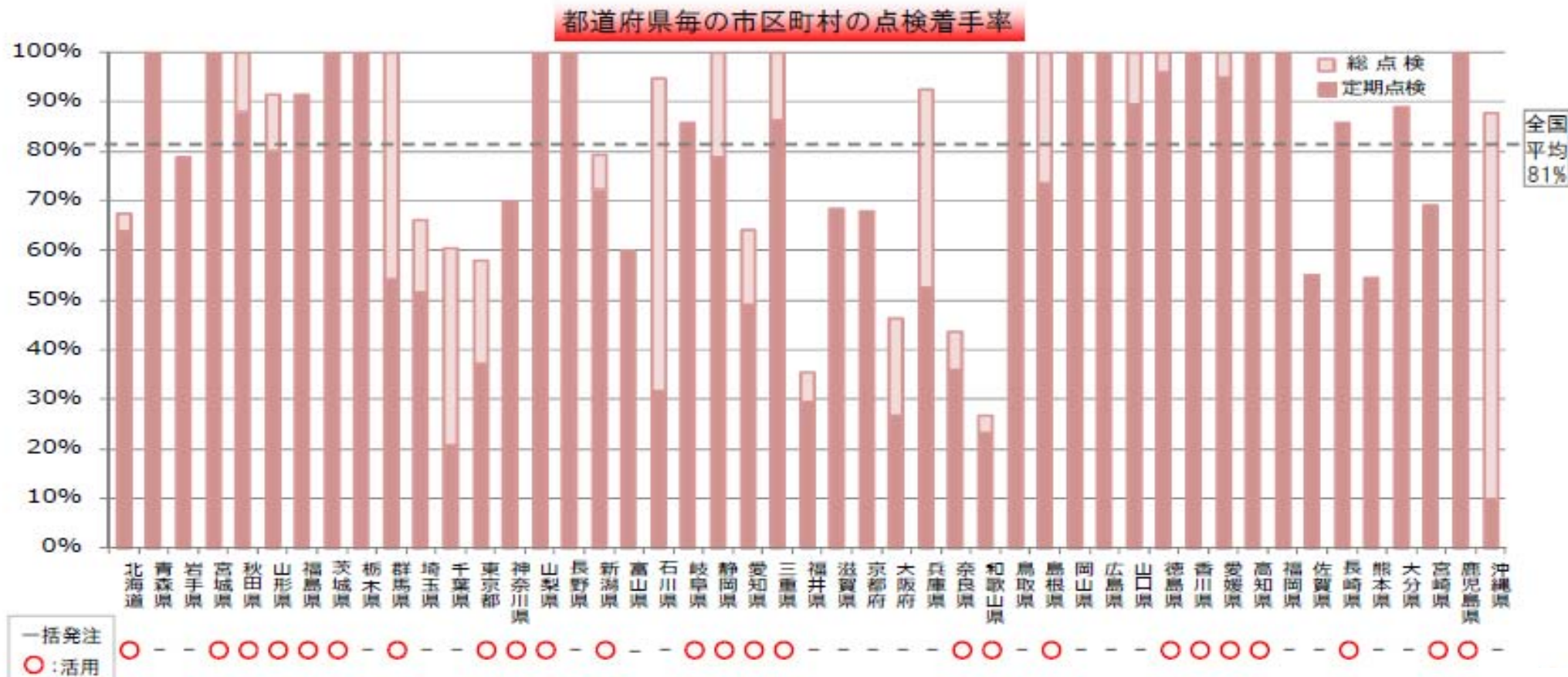
平成26年度の各都道府県における点検実施状況

資料5-6

○1,721市区町村のうち、点検を実施(予定)するのは 約81%(1,392 市区町村)

一括発注の実施見込みは25都道県 《定期点検を実施:1,217市町村(71%)、総点検を実施:175市町村(10%)》

○定期点検を実施(予定)するのは、地方公共団体の管理する道路橋約65万橋のうち、約6万橋《約9%》



※道路局調べ(平成26年11月30日現在)

※道路インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民の理解を促進するため、定期点検結果をとりまとめ全て公表する。

- ・各種定期点検要領(全国版)の「点検表記録様式※1」に記載し、提出※2
- ・毎年度の定期点検結果は、翌年度4月末までに道路メンテナンス会議に随時提出

※1 点検記録様式

国交省HPで公開中の「定期点検要領(技術的助言)点検表記録様式」(Excelファイル)
URLコード→ <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

定期点検要領(技術的助言)

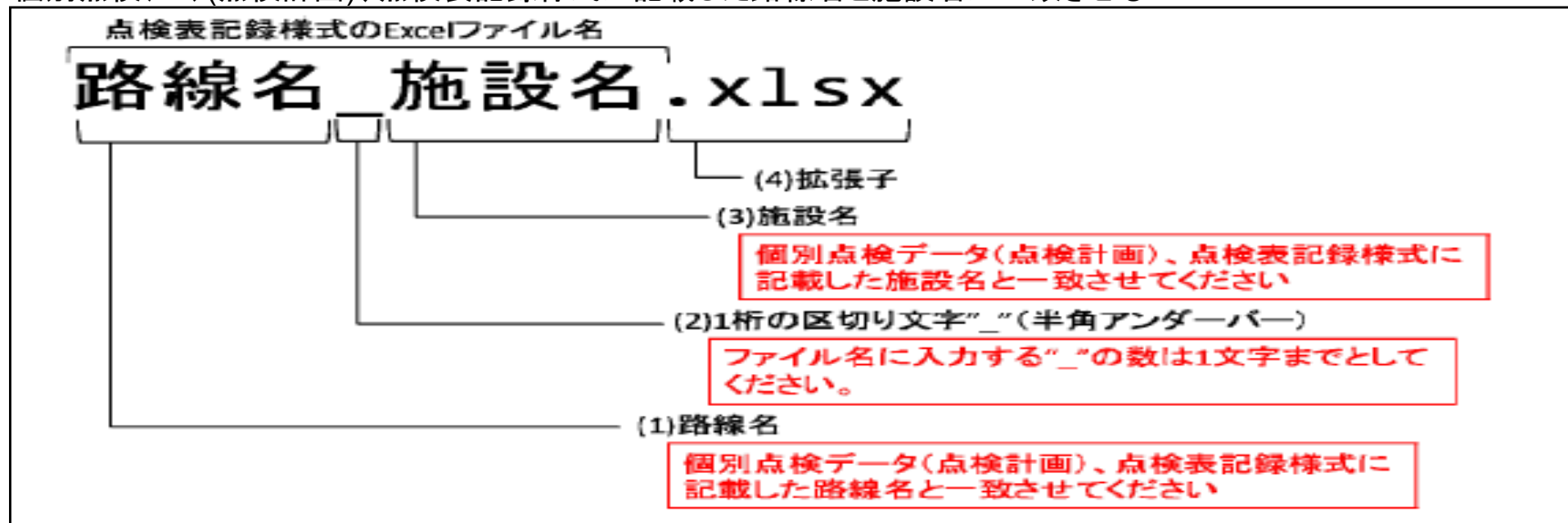
- ・ [道路橋定期点検要領 平成26年6月](#) [道路橋点検表記録様式](#)
- ・ [道路トンネル定期点検要領 平成26年6月](#) [道路トンネル点検表記録様式](#)
- ・ [シェッド、大型カルバート等定期点検要領 平成26年6月](#) [シェッド点検表記録様式](#) [大型カルバート点検表記録様式](#)
- ・ [横断歩道橋定期点検要領 平成26年6月](#) [横断歩道橋点検表記録様式](#)
- ・ [門型標識等定期点検要領 平成26年6月](#) [門型標識等点検表記録様式](#)

● ~~【国管理】定期点検要領~~

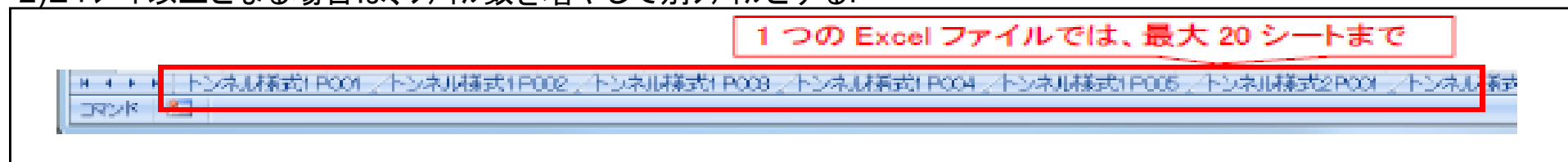
● ~~橋梁定期点検要領 平成26年6月~~

※2 点検表記録様式(Excelファイル)のファイル名の命名規則

- 1)“路線名”+“施設名”のファイル名とし、路線名と施設名の間は“_”(半角アンダーバー)1文字で区切り、1施設1つの点検表記録様式(Excelファイル)を基本。
- 2)個別点検データ(点検計画)と点検表記録様式の関連付けを行うため、路線名と施設名は、個別点検データ(点検計画)、点検表記録様式に記載した路線名と施設名に一致させる。



- 1)1つのExcelファイルのシート数は、最大20シートまでを上限。
- 2)21シート以上となる場合は、ファイル数を増やして別ファイルとする。



定期点検結果の提出について(依頼)〈事務連絡 平成26年12月9日〉時に添付されてます、定期点検結果(点検表記録様式)のファイル名・シート名の命名規則(別紙1)及び点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について(別紙2)を参照に作成願います。

定期点検結果の報告について(記載例)

別紙3 点検表記録様式

様式1(その1)

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	43° 11' 02"	
				経度	141° 19' 28"	
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	国道〇号	〇〇県△△市□□地先				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
〇〇県△△土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 (株)〇〇コンサルタント

点検責任者 △△ □□

点検時に記録				措置後に記録			
部材名		判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合に 記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	Ⅱ	腐食	写真1、主桁02	Ⅰ		2014.8.○
	横桁	Ⅱ	腐食	写真1、横桁02	Ⅰ		2014.8.○
	床版	Ⅲ	ひびわれ	写真2、床版01	Ⅱ	ひびわれ	2014.8.○
下部構造		Ⅰ					
支承部		Ⅰ					
その他							

道路橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
Ⅲ	部分的に床版の打ち替えが必要	Ⅱ	2016.7.〇

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1984年	107m	11.8m



※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

定期点検結果の報告について(記載例)

様式(その2)

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

写真1  主桁02、横桁02 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: Ⅱ】	写真2  床版01 上部構造(床版)【判定区分: Ⅲ】
支承部【判定区分: 】	下部構造【判定区分: 】

地方公共団体意識調査結果について

【調査対象】

全地方公共団体（1,788団体）：都道府県（47）、政令市（20）及び市区町村（1,721）

【調査時点】

平成26年11月（調査期間：平成26年11月4日～12月4日）

【回答数】

1,788団体（47都道府県、20政令市、1,721市区町村）〔回答率 100%〕

※平成26年12月15日現在のとりまとめ状況

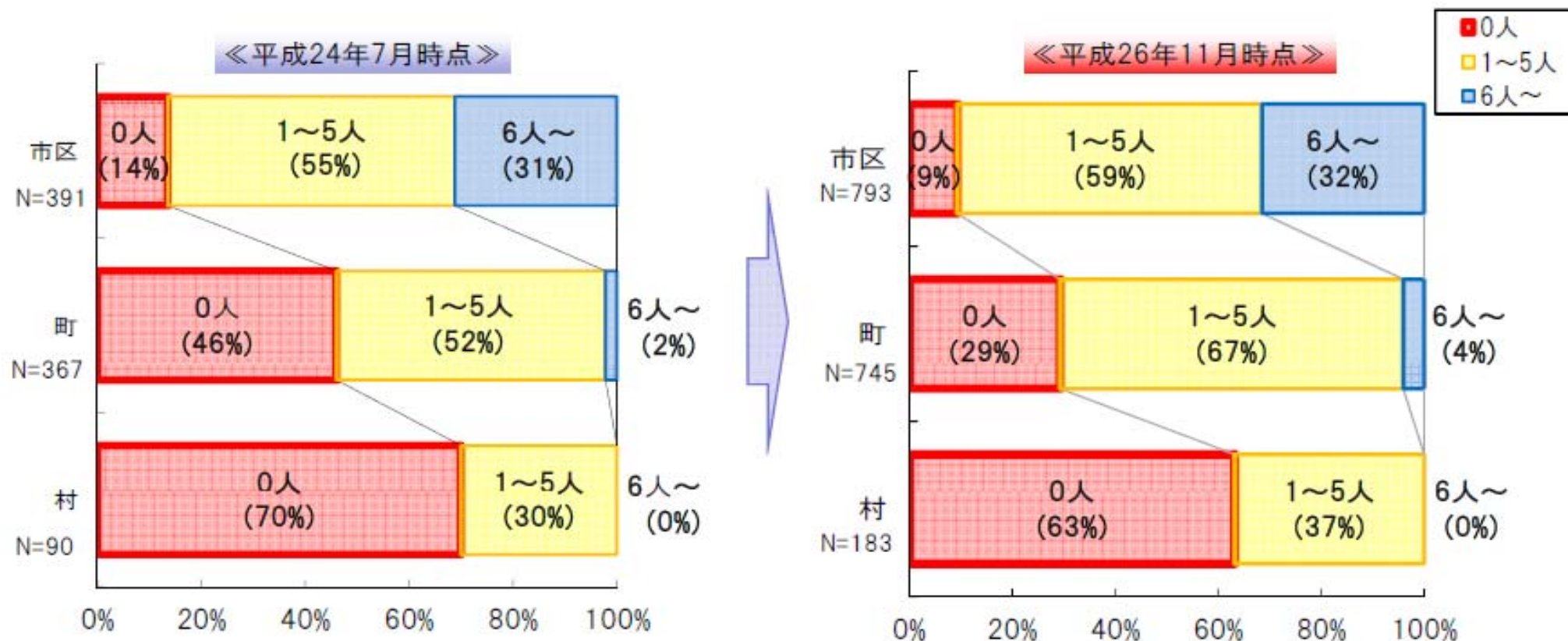
※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

橋梁管理に携わる土木技術者数

資料5-11

○平成24年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約5割から約3割へ、
村は約7割から約6割へ減少

問：橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。



※有効回答数：848
出典：道路局調べ

※有効回答数：1,721
出典：道路局調べ

老朽化対策を進める上での懸念事項

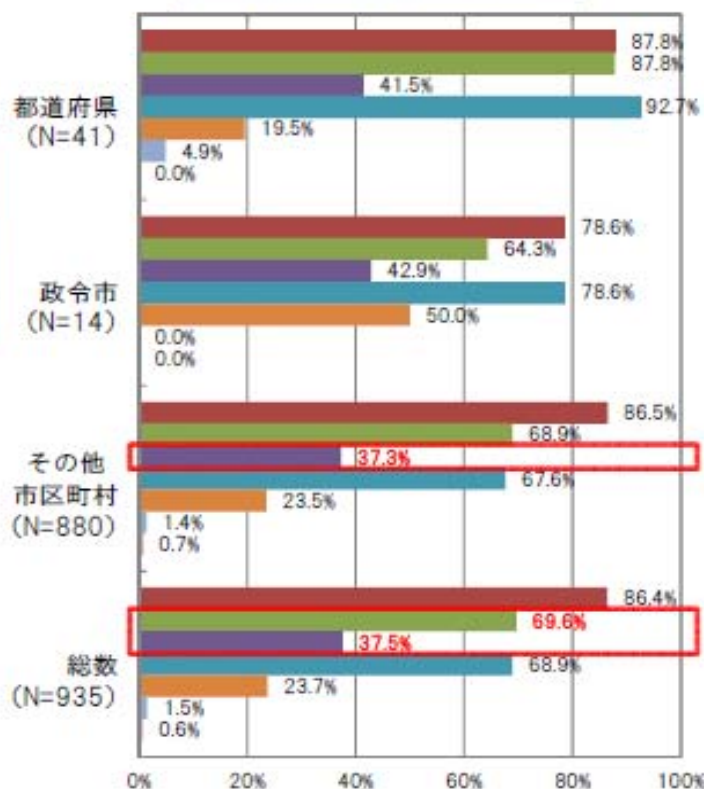
資料5-11

○老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数または技術力が不足するとの懸念が高まっている。特に市区町村では、技術力不足に関する懸念が倍増

問：老朽化対策を進めるにあたり『今後の懸念すること』は何ですか。（複数回答可）

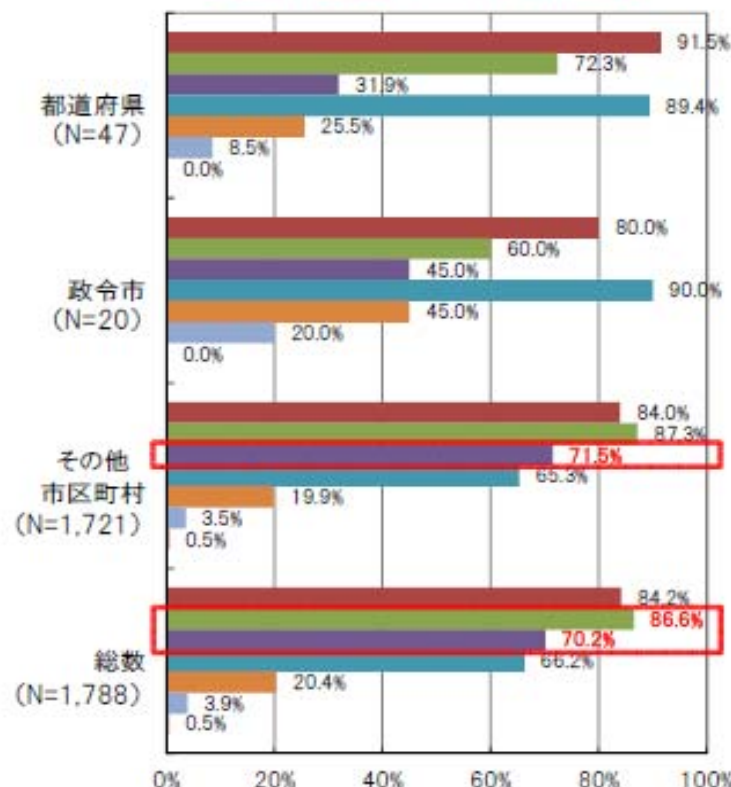
《平成24年12月時点》

- 予算の不足等により、構造物等の機能・サービス水準低下のほか、安全性に支障が生じる
- 老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数が不足する
- 老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための技術力が不足する
- 増加する老朽化構造物等への対応により、新規投資が困難となる
- 増加する老朽化構造物等への対応により、既存構造物等の統廃合が必要となる
- その他
- 構造物等の老朽化が進行しても対応可能であり、特に問題はない



出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会 参考資料抜粋
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」

《平成26年11月時点》



出典：道路局調べ

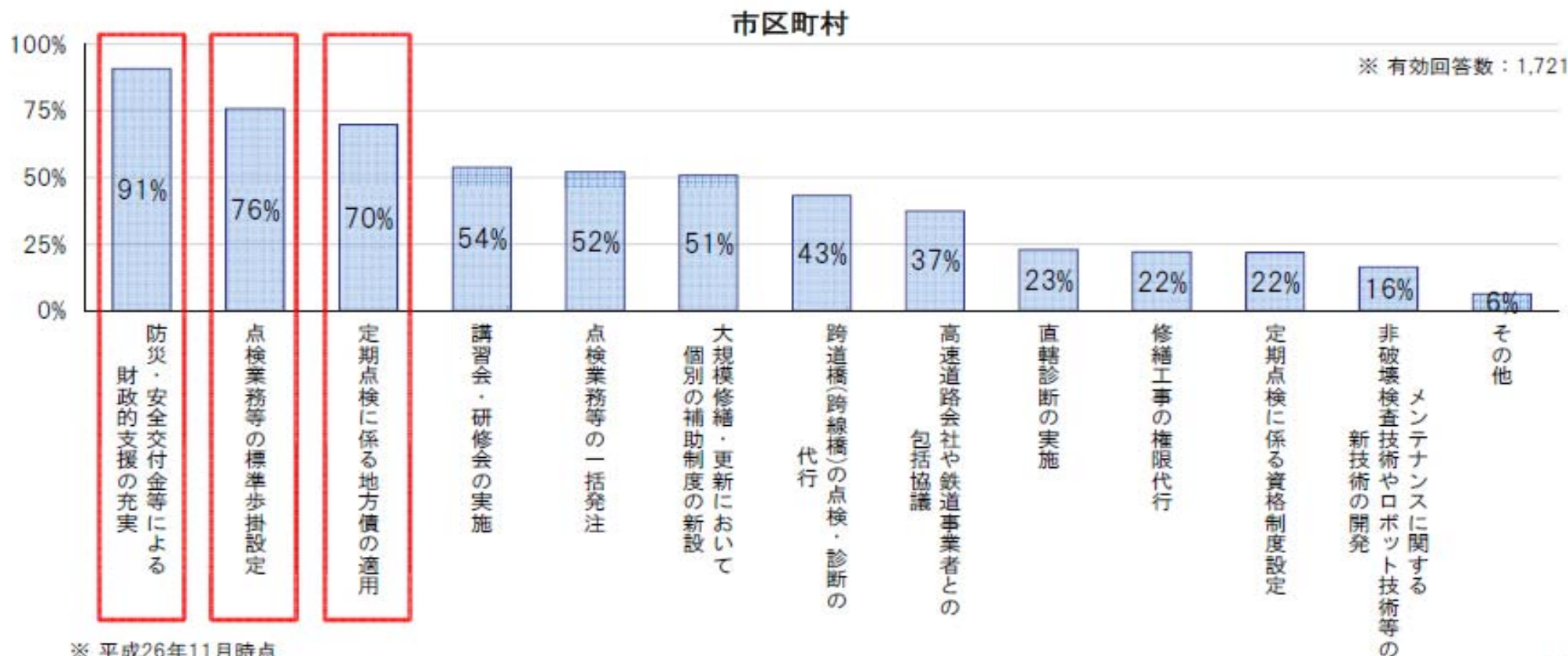
国に求める支援策

資料5-11

○老朽化対策を進める上で国に求める支援施策として、「防災・安全交付金等による財政的支援策の充実」を挙げた市区町村は約9割

○その他「点検業務等の標準歩掛設定」や「定期点検に係る地方債の適用」が約7割

問：老朽化対策を進めるにあたり国に求める支援内容は何ですか。（複数回答可）



※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

道路メンテナンス会議について

資料5-11

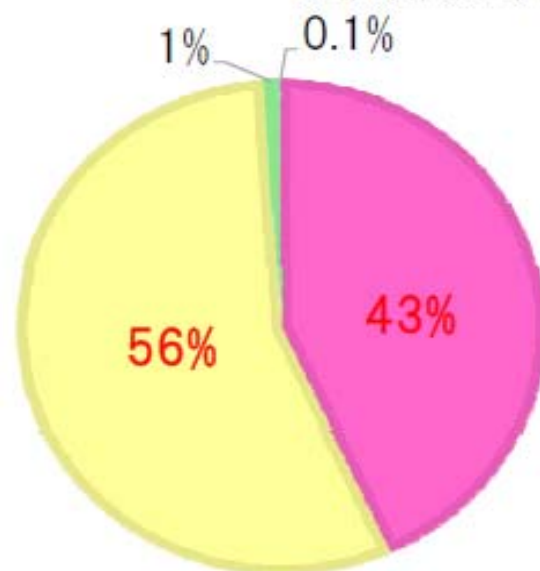
○ほとんどの市区町村で道路メンテナンス会議を必要と回答

○道路メンテナンス会議で、技術的支援を中心に「講習会の実施」、「財政的支援に関する相談窓口の設置」、「技術的助言・支援の相談」および「一括発注」等の幅広い支援内容を要望

問：道路メンテナンス会議のような市町村を支援する体制は必要だと思いますか。

市区町村

※ 有効回答数：1,717



■ とても必要 ■ 必要
■ あまり必要でない ■ 必要でない

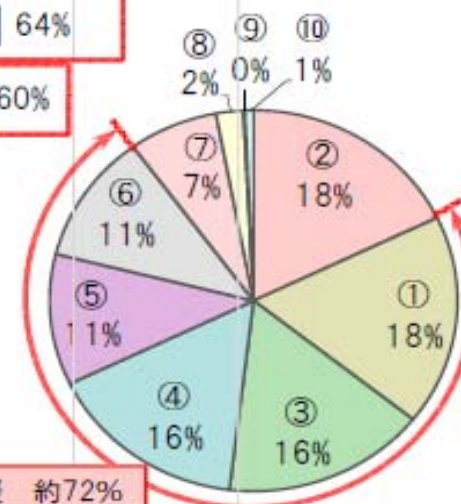
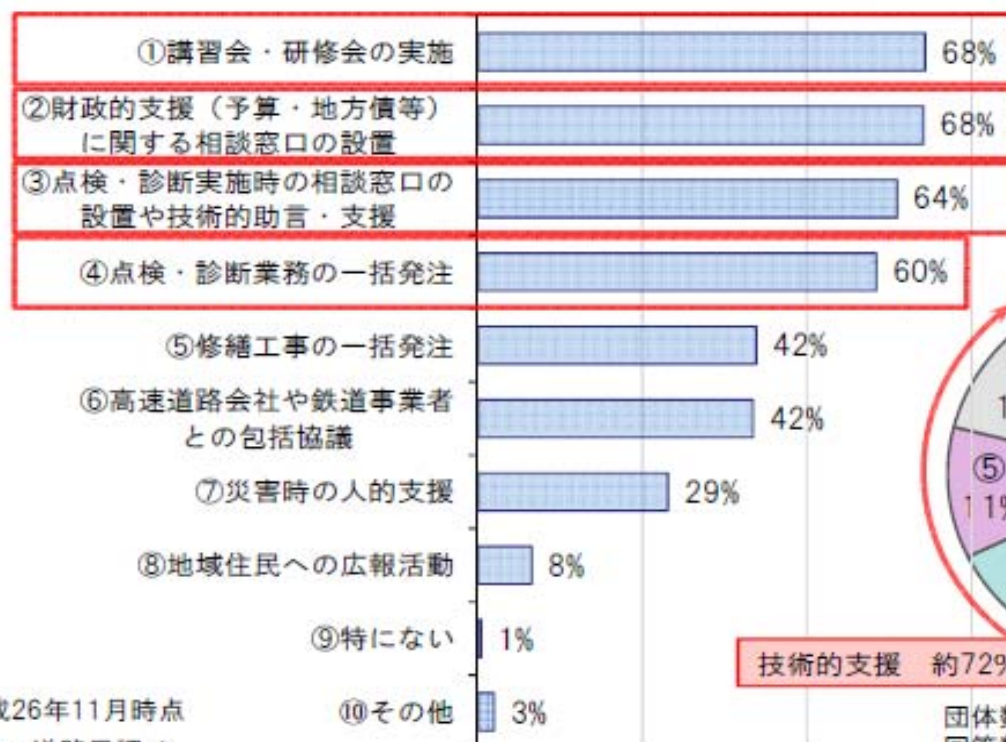
※四捨五入により端数処理されているため、合計が100%とならない

問：今後、道路メンテナンス会議で実施してもらいたい支援は何ですか。（複数回答可）

市区町村

※ 有効回答数：1,720

0% 25% 50% 75% 100%



技術的支援 約72%

団体数：1,720（市区町村）
回答数：6,600

※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

一括発注について

資料5-11

○約8割の市区町村で地域一括発注を必要と回答

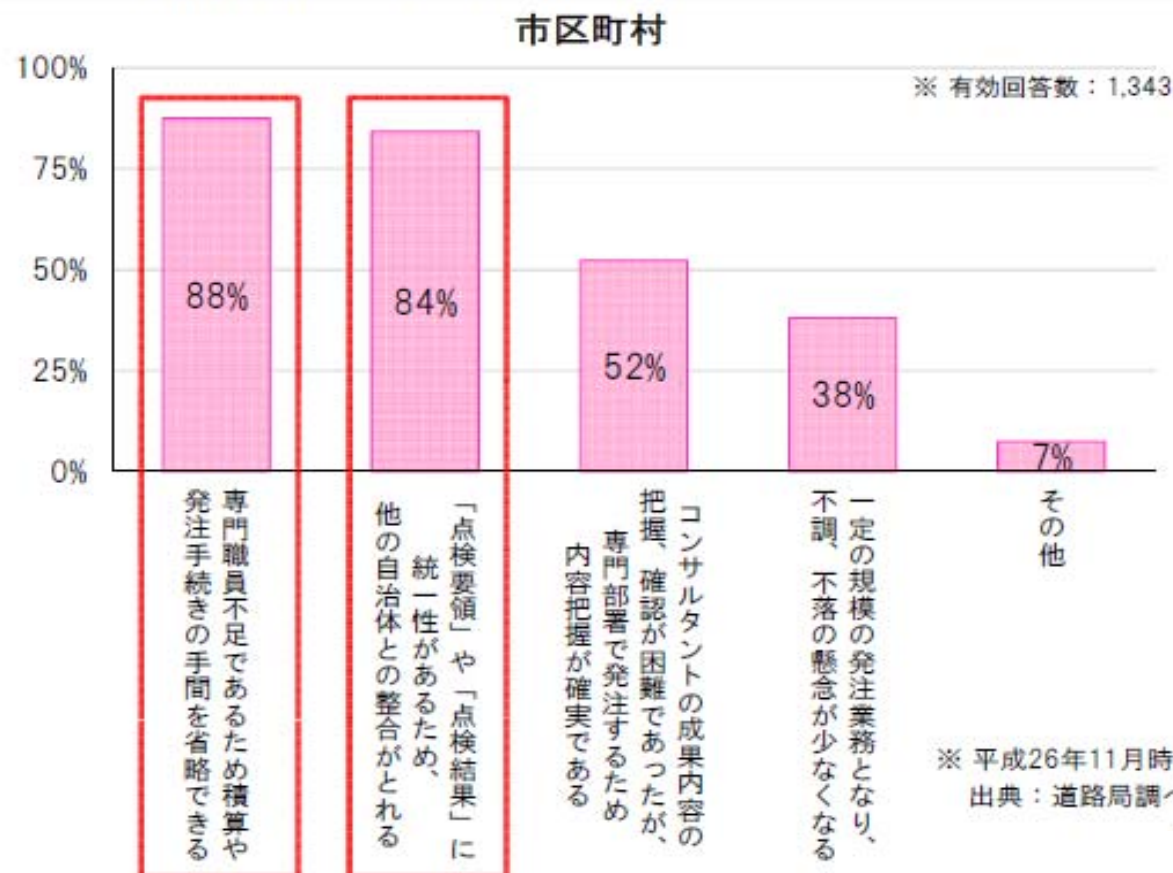
○8割以上が「積算・発注手続きの手間の省略」や「点検の質が確保出来る」等のメリットがあると回答

問：定期点検の地域一括発注は必要だと思いますか。



※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

問：定期点検の地域一括発注を「必要だと思う」とした理由をお答え下さい。（複数回答可）



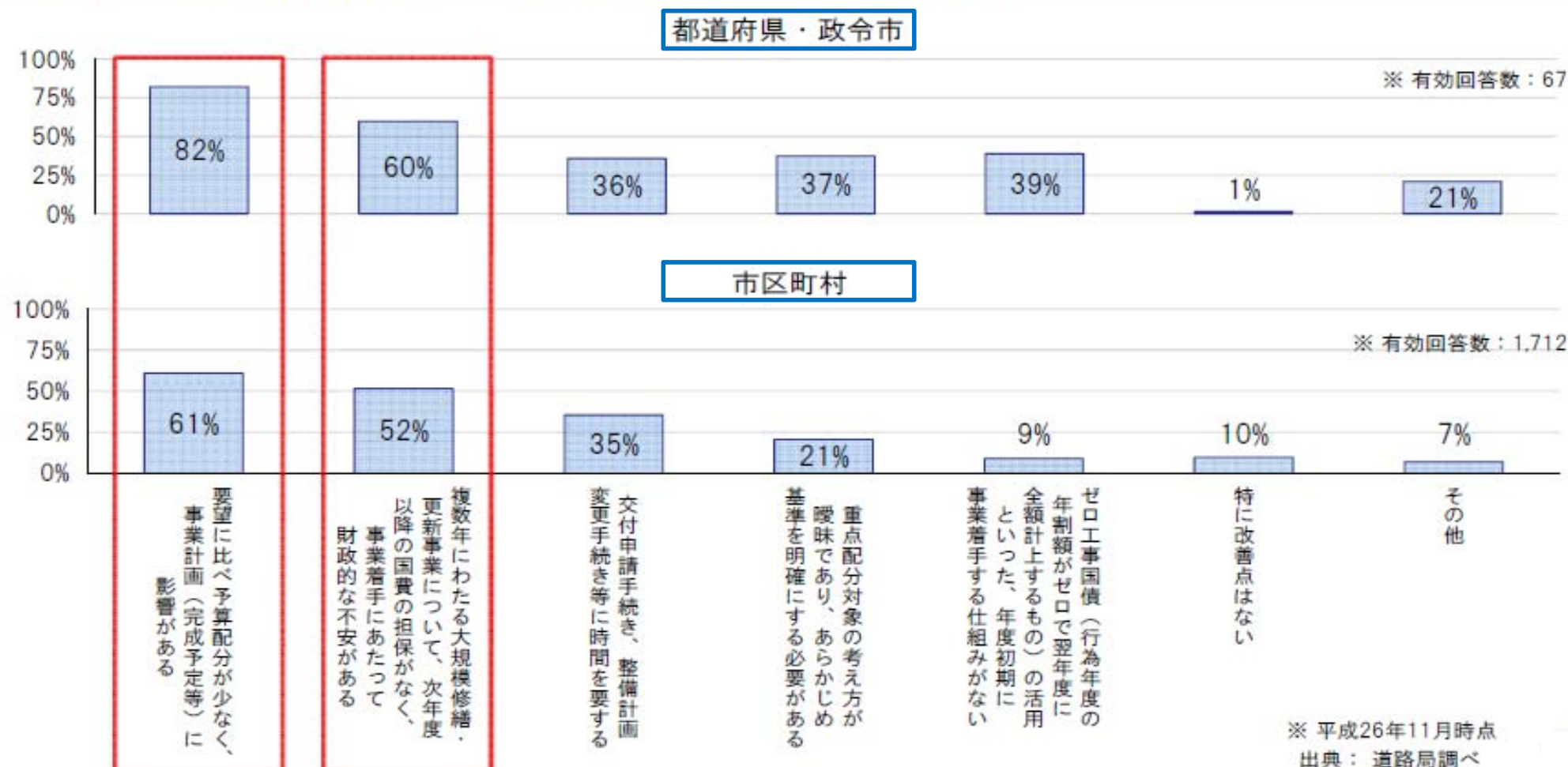
※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

現行の交付金制度について

資料5-11

○現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答

問：現行の交付金制度について改善点等がありますか。（複数回答可）



九州における「道路メンテナンス会議」の開催状況

◆開催状況（予定）

※H27.1.8時点

名 称	開催日（予定）
福岡県道路メンテナンス会議 （会長：福岡国道事務所長）	H26年6月30日 10月27日 (H27年1月中旬)
佐賀県道路メンテナンス会議 （会長：佐賀国道事務所長）	H26年5月30日 10月27日 (H27年1月中旬)
長崎県道路メンテナンス会議 （会長：長崎河川国道事務所長）	H26年5月28日 10月30日 (H27年1月中旬)
熊本県道路メンテナンス会議 （会長：熊本河川国道事務所長）	H26年5月29日 8月27日 (H27年1月8日)
大分県道路メンテナンス会議 （会長：大分河川国道事務所長）	H26年5月26日 10月30日 (H27年1月中旬)
宮崎県道路メンテナンス会議 （会長：宮崎河川国道事務所長）	H26年5月28日 8月27日 (H27年1月中旬)
鹿児島県道路メンテナンス会議 （会長：鹿児島国道事務所長）	H26年5月29日 10月29日 (H27年1月中旬)

H26. 5. 26 大分県



H26. 5. 30 佐賀県



H26. 6. 30 福岡県



研修について(全国の状況)

道路技術小委員会資料より

研修について

資料5-9

○地方公共団体の職員を対象とした技術レベルに合わせた研修の実施

【研修の充実】

○橋梁、トンネル等の点検に関する研修について、初級、中級、特論の3種類を実施予定

<初級>

- ・地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。
- ・本年9月より、全国の地方整備局等で開催し、本年度は約30回開催、約1,000名が受講(うち、地方公共団体職員 約800名)

<中級>

- ・直轄国道の点検・修繕に必要な知識・技術を取得するための研修
- ・本年11月に、国土交通大学校で実施

<特論>

- ・専門的知識を有する職員の育成のため、三大損傷の発生メカニズム、対応等を取得するための研修
- ・今後実施予定(詳細検討中)

○平成26年度から、5年間の受講目標人数を5,000名と想定

研修について(九州の状況)

【H25年度 講習会】

①橋梁の日常管理・長寿命化修繕計画に関する技術講習会

(福岡・佐賀・長崎)(大分・宮崎)(熊本・鹿児島)に分け開催
〈1日間、佐賀・宮崎・鹿児島〉

対 象:自治体職員

参加人数:160人(実績)

目 的:橋梁の日常管理、橋梁損傷・診断・補修事例等に関する講習会

講 師:直轄職員(本局)等

②橋梁技術支援セミナー

〈3日間、福岡市〉

対 象:自治体職員及び直轄職員

参加人数:69名(実績)

目 的:橋梁点検・診断技術の習得、橋梁損傷及び補修等の維持管理に係わる専門知識の習得

講 師:大学教授、国総研及び土研職員、直轄職員等

【H26年度 研修】

①メンテナンス研修 (九州独自)

〈1~2日間、各県で開催〉

対 象:自治体職員

予定人数:各会場40名程度

時 期:9月~1月

目 的:橋梁、トンネルに係る点検要領を十分理解し、**発注者としての最低限の知識と技能の習得**

講 師:直轄職員等

②点検エキスパート研修 (全国共通)

(道路構造物管理実務者研修)

〈3~5日間、九州技術事務所〉

対 象:自治体職員及び直轄職員

予定人数:80名程度

時 期:9月~12月

目 的:橋梁、トンネルに係る**点検・診断技術の習得**、損傷及び補修等の維持管理に係わる専門知識の習得

講 師:国総研及び土研職員、直轄職員等

■研修スケジュール

①メンテナンス研修

	開催県	橋 梁	参加者	トンネル	参加者
福岡県	南部(福岡)	9/18~19	35	10/9	13
	北部(北九州)	9/10~11	23	12/9~10	8
	佐賀県	10/16~17	43	1/15~16	(22)
	長崎県	12/2~3	47	11/18~19	19
	熊本県	11/20~21	38	11/27~28	17
	大分県	10/7~8	30	10/21~22	28
	宮崎県	11/5	26	11/25~26	16
	鹿児島県	1/26~27	(35)	11/6~7	17

(): 予定

②点検エキスパート研修(道路構造物管理実務者研修)

開催会場	橋梁初級Ⅰ	参加者	トンネル初級	参加者
九州技術事務所 (久留米)	9/29(月) ~10/3(金)	35 (10)	11/12(水) ~11/14(金)	24 (16)

(): 直轄

約450名(約30名)の地方公共団体職員(約90市町村)が受講予定

<開催状況>

11/20~21 熊本県



トンネル

■現場見学会の開催

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年 7月 2日

Press Release

国土交通省 鹿児島国道事務所
大隅河川国道事務所

橋梁点検の現場見学会を開催します！！

国・地方ともに厳しい財務状況の中、鹿児島県内の老朽化した道路施設の維持管理・更新等を効果的・効率的に行うため、県内の道路管理者等からなる「鹿児島県道路メンテナンス会議」を本年5月29日に設立しました。また、道路法等の改正に伴い本年7月1日より市町村道の道路施設の点検についても、5年に1回の近接目視を基本とする点検が義務づけられたところです。このことから、「鹿児島県道路メンテナンス会議」での自治体への支援方策の一環として、国土交通省が行う橋梁の近接目視点検状況を各市町村の技術職員に見学していただき、各市町村が行う道路施設の保全業務に活かしてもらうことを目的として、下記のとおり見学会を開催します。

◆点検日時・場所

1. 日 時 : 平成26年7月15日(火)～7月23日(水)
(日時の詳細については別紙①参照)
2. 場 所 : 国道3号 出水大橋(出水市高尾野町)の外5橋を予定。
(別紙①参照)
3. 内 容 : 橋梁の近接目視点検(損傷の位置・程度を把握します。)
点検イメージは別紙②のとおり
4. その他 : 雨天等により点検を中止する場合があります。
取材を希望される場合は、駐車場の関係から7月9日(水)までには下記へお問い合わせ下さい。

《問い合わせ先》

取材希望及び橋梁①～④に関する問い合わせ

■ 国土交通省 鹿児島国道事務所

技術副所長 日名子 信広 (内線: 204)

保全対策官 西山 俊郎 (内線: 306)
TEL 099-216-3111 (代表)

橋梁⑤⑥に関する問い合わせ

■ 国土交通省 大隅河川国道事務所

地域防災調整官 安仲 努 (内線: 304)

道路管理課長 上原 良文 (内線: 431)
TEL 0994-65-2541 (代表)



▲ 鹿児島県内での実施状況(H26.7.15(火)～23(水))

報道状況

南日本新聞、鹿児島建設新聞、MBC放送など、報道されました

■HP・パネル展(道路の老朽化対策)資料の抜粋

◆事例紹介

国道3号 大川大橋

・平成8年に橋脚を補強した鋼板が、平成21年度定期点検において、塩害による著しい腐食が確認されました。

～概要～

施設名: 国道3号 大川大橋(おおかわおおはし)
橋 種: PC単純ポステンT桁橋2連、鋼単純合成H形桁橋6連
橋 長: 207.2m(8径間)
竣 工: 1981年(築32年)



補修前



補強鋼板の腐食

補修後



橋脚の補強

国道208号 諸富橋

・平成14、15年及び平成23年に亀裂の補修や補強を行いました。平成25年の定期点検において、補修・補強していない箇所で新たな亀裂が見つかりました。

～概要～

施設名: 国道208号 諸富橋(もろとみばし)
橋 種: 鋼溶接単純トラス橋, 鋼溶接2径間ゲルバートラス橋,
鋼溶接ゲルバートラス橋, 鋼溶接2径間ゲルバートラス橋,
鋼溶接単純トラス橋
橋 長: 237m(5径間)
竣 工: 1955年(築58年)



補修前

補修後



主桁(横桁)の損傷(亀裂)



損傷(亀裂)箇所の補強

＜点検パネル展・「道の駅」やよい＞



＜点検パネル展・「道の駅」おおさき＞



＜点検パネル展・松浦市＞



定期点検に係る地方債の取扱いについて

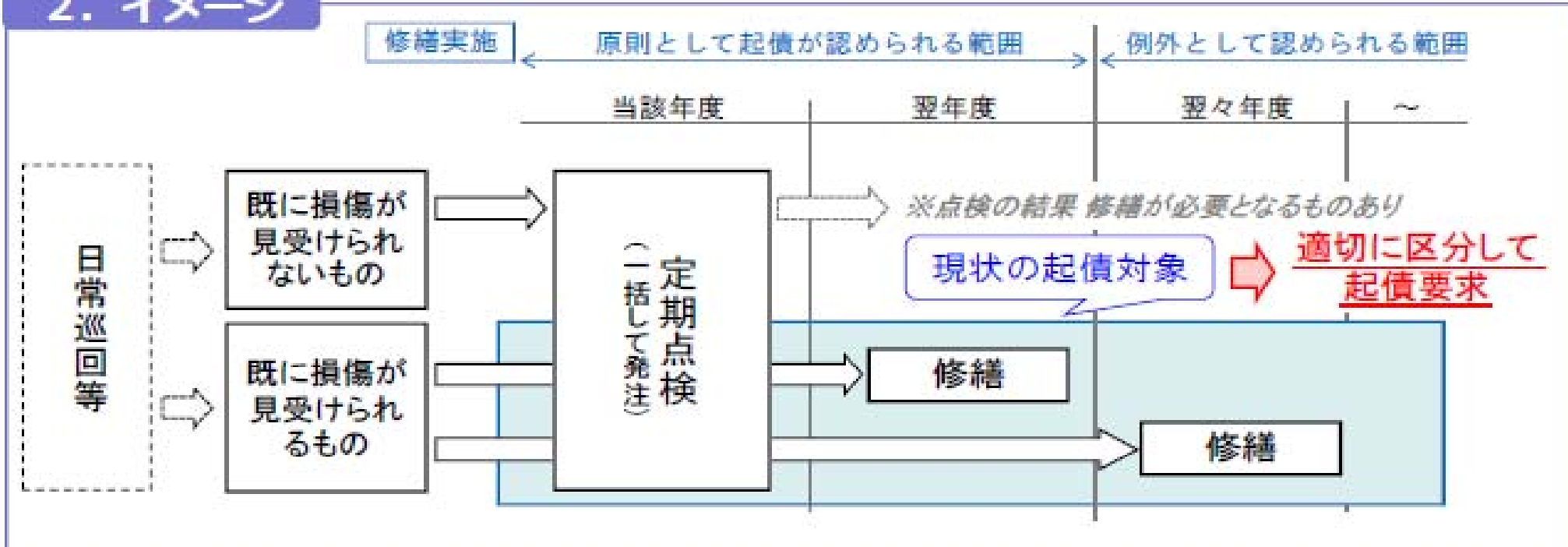
定期点検に係る地方債の取扱いについて



1. 概要

○定期点検に係る地方債の取扱いについては、平成26年3月31日事務連絡「道路の点検等にかかる地方債の取扱いについて（補足）」の記1、2に該当する地方債の対象となる点検等と、地方債の対象とならない点検等を一括して発注する場合にあっても、地方債の対象となる点検等について適切に区分した上で起債要求することが可能

2. イメージ



大分県 5カ年点検計画

資料－2

施設名		点検年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	合計
道路橋	点検数	1527	2033	2518	2550	2318	10946
	割合(%)	14.0	18.6	23.0	23.3	21.2	100
トンネル	点検数	76	75	101	107	223	582
	割合(%)	13.1	12.9	17.4	18.4	38.3	100
横断歩道橋	点検数	29	18	21	18	17	103
	割合(%)	28.2	17.5	20.4	17.5	16.5	100
シェッド	点検数	14	0	0	0	0	14
	割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100
大型カルバート	点検数	59	14	16	12	7	108
	割合(%)	54.6	13.0	14.8	11.1	6.5	100
門型標識等	点検数	23	7	17	8	29	84
	割合(%)	27.4	8.3	20.2	9.5	34.5	100

※内訳については別紙、参照

(H26.12.31現在)

※今後、予算の都合、関係者との協議等により変更する場合もある。

(別紙)大分県 5カ年点検計画 各道路管理者の点検計画数

大分県		橋梁						トンネル						横断歩道橋					
	点検数 (割合)	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計
		1527	2033	2518	2550	2318	10946	76	75	101	107	223	582	29	18	21	18	17	103
道路管理者		14.0	18.6	23.0	23.3	21.2	100	13.1	12.9	17.4	18.4	38.3	100	28.2	17.5	20.4	17.5	16.5	100
大分県	西日本高速道路株	111	50	24	48	41	274	9	9	8	10	9	45	0	0	0	0	0	0
大分県	国土交通省	96	103	104	69	73	445	24	7	3	1	7	42	27	2	2	1	1	33
大分県	大分県	572	358	439	475	588	2432	23	59	57	61	52	252	0	13	13	13	13	52
大分県	大分市	4	29	322	293	307	955	0	0	3	3	3	9	1	3	5	4	3	16
大分県	別府市	171	0	0	0	0	171	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大分県	中津市	15	100	200	200	168	683	0	0	3	2	2	7	0	0	0	0	0	0
大分県	日田市	5	180	180	180	173	718	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0
大分県	佐伯市	94	202	202	202	201	901	0	0	0	0	35	35	0	0	0	0	0	0
大分県	臼杵市	5	79	95	110	127	416	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0
大分県	津久見市	132	0	1	0	0	133	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0
大分県	竹田市	5	56	122	111	125	419	0	0	15	15	14	44	0	0	0	0	0	0
大分県	豊後高田市	27	114	100	97	0	338	13	0	0	0	13	26	0	0	0	0	0	0
大分県	杵築市	100	100	100	100	60	460	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
大分県	宇佐市	5	188	188	236	134	751	0	0	0	0	9	9	0	0	1	0	0	1
大分県	豊後大野市	34	144	129	129	91	527	0	0	0	0	28	28	0	0	0	0	0	0
大分県	由布市	7	67	67	67	67	275	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0	0
大分県	国東市	0	129	133	142	119	523	7	0	12	10	0	29	0	0	0	0	0	0
大分県	姫島村	0	0	8	0	0	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
大分県	日出町	42	27	15	0	0	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	九重町	48	69	51	54	12	234	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
大分県	玖珠町	54	38	38	37	32	199	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0

※数値は変動の可能性があります。

※今後、予算の都合、関係者との協議等により変更する場合もある。

大分県		シート						大型カルバート						門型標識等					
	点検数 (割合)	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計
		14	0	0	0	0	14	59	14	16	12	7	108	23	7	17	8	29	84
道路管理者		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100	54.6	13.0	14.8	11.1	6.5	100	27.4	8.3	20.2	9.5	34.5	100
大分県	西日本高速道路株	0	0	0	0	0	0	15	9	13	9	2	48	18	0	9	1	0	28
大分県	国土交通省	6	0	0	0	0	6	18	4	3	3	3	31	5	2	2	2	23	34
大分県	大分県	8	0	0	0	0	8	24	0	0	0	0	24	0	5	6	5	5	21
大分県	大分市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	別府市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	中津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	日田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	豊後大野市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
大分県	由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
大分県	国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(H26.12.31現在)

大分県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第１条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第２条 会議は、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条 会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- （１）道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- （２）道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- （３）道路インフラの維持管理技術に関すること。
- （４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第４条 会議は、別表―１に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

- ２．会議には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
- ３．会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
- ４．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- ５．会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
- ６．本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

（専門部会）

第５条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

- ２．「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
- ３．「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。

（事務局）

第６条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年1月15日から施行する。

大分県道路メンテナンス会議 名簿

所 属		役 職
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長
副会長	大分県土木建築部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官
委 員	大分市	土木建築部長
委 員	別府市	建設部長
委 員	中津市	建設部長
委 員	日田市	土木建築部長
委 員	佐伯市	建設部長
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長
委 員	津久見市	都市建設課長
委 員	竹田市	建設課長
委 員	豊後高田市	建設課長
委 員	杵築市	建設課長
委 員	宇佐市	建設水道部長
委 員	豊後大野市	建設課長
委 員	由布市	産業建設部長
委 員	国東市	建設課長
委 員	姫 島 村	建設課長
委 員	日 出 町	都市建設課長
委 員	九 重 町	建設課長
委 員	玖 珠 町	建設水道課長

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	建設技術センター 技術部長
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課	
	大分県 土木建築部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所	

大分県跨道橋連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（対象施設）

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。

注：対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

（協議・調整事項）

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関する事。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関する事。

（構 成）

第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。

- 2 連絡会議には、会長及び副会長2名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の運営）

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附 則）

(別表)

大分県跨道橋連絡会議 メンバー (案)

	組織名	役 職	備考
会 長	国土交通省九州地方整備局	大分河川国道事務所長	道路管理者
副会長	国土交通省九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	道路管理者
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	道路管理者
副会長	西日本高速道路株式会社九州支社	大分高速道路事務所長	道路管理者
	中津市	建設部道路課長	道路管理者
	日田市	土木建築部土木課長	道路管理者
	豊後高田市	建設課長	道路管理者
	豊後大野市	建設課長	道路管理者
	国東市	建設課長	道路管理者
	九重町	建設課長	道路管理者
	玖珠町	建設水道課	道路管路者
	〇〇町	〇〇課長	対象施設の 管理者
	〇〇鉱業	〇〇課長	対象施設の 管理者
	〇〇株式会社	〇〇部 〇〇課長	対象施設の 管理者

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所道路管理第二課 国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所道路管理課 大分県 道路保全課 西日本高速道路株式会社九州支社 大分高速道路事務所
-----	--

注：道路管理者、対象施設の管理者ともに県・市町村は原則として課長クラス